

からざる故に、私あるに似たりとて、留させ給しにや、然に臣下共、元正の日、君を拜し奉る事を、まきりに申請しかば、同十九年に又もとのごとく行はれ侍し也、其故は延喜五年に、臣下の拜をばとゞめさせ給しかども、當代のみこ達は、猶拜禮の儀式あり、それ臣子の道はあひかはるべからず、いかでか臣下の拜のみをばとゞめらるべきとて、かたく申請し由、貞信公の御記にのせられたり、關白大臣以下すべらぎを奉拜儀にて、清涼殿の東庭に、四位五位六位に至まで袖をつらねて、舞踏する成べし、上よりして仰らるゝ事にて、もなければ下として人々祇候の由を、先づ無名門の前、弓場殿に立つらなりて、上首の人藏人の頭をもつて奏聞す、其後は御門は出御なりて、小朝拜の儀式は侍也、朝拜を略するによりて小朝拜とはいふにや、されば拜賀有年は行はれざる事なんかし、

〔公事根元抄階梯正見〕按、小朝拜者、昇殿人列之、雖公卿不聽、昇殿人不列之。○中按、此名目、朝拜者、

百官共拜、仍號朝拜、小朝拜者、昇殿公卿侍臣許拜之、仍稱小朝拜也、有朝賀年、不被行、小朝拜云々、

此事不審、朝賀畢、還御於御殿、有小朝拜也、先例多如此、

〔唐六典禮部〕凡元日大陳設於大極殿、侍中奏禮畢、然後中書令又與供奉官獻壽、時殿上皆呼

萬歲、按、舊儀闕供奉官獻壽禮、但位次立體畢、竟無拜賀、開元二十五年、臣林甫謹草其儀、奏而行

之、

〔西宮記正月〕小朝拜○中殿上王卿已下六位已上、著靴立射場、貫首人以藏人令奏申事由、主上

御出、著靴、撤御帳、內御座立、御椅子、太子不召、後王卿已下入、自仙華門、列庭中、王卿一列、四位五位一

右廻退出、雨日、王卿立、仁壽太子依召、參上給酒祿、拜舞退下座、在御座南、

殿西砌中、侍臣立、南廊中、

〔侍中群要〕慶賀奏○中小朝拜之時、第一人於射場、被奏事由、勅許之後、出自仙花門、其詞、其人

候之、由令奏上、歟、雖有、親王、猶大臣、可奏云々、